

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

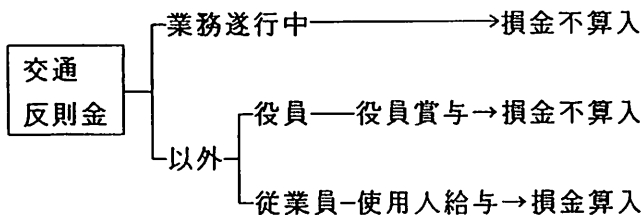
交通反則金の取扱い

Q：私は、A法人の経理担当者です。先日、業務時間中に従業員が交通違反し、交通反則金、レッカー車代、駐車料金の徴収金を支払うこととなりました。業務中のやむを得ない路上駐車であったので、全額我が社が負担しました。これらの費用は、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

A：法人が納付する交通反則金等は、次のように取り扱われます。

①交通反則金

- イ. 業務遂行に関連する行為に対して課された場合は、行為者が法人の役員、従業員にかかわらず、法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入されません。
- ロ. イ以外の場合は、行為者が役員の場合は、役員賞与として損金算入はできず、従業員のときは、使用人給与となり損金算入されます。



②交通反則金に伴う徴収金

レッカー車、駐車料金などの交通反則に伴う徴収金は、法人税法上の罰金等に該当しません。したがって、法人が負担する相当の理由がある場合は、その金額は、給与以外の損金に算入します。

